

はじめに

近年、消防を取り巻く社会環境は大きく変化しており、警防・予防業務の多様化・複雑化、救急業務の増大・高度化、大規模な災害への迅速な対応のほか、最近のテロ災害等への的確な対応の要請など、消防に対する国民のニーズはますます増大してきております。

このような状況の中、平成15年には、神戸市における建物火災において消防職員4名が死亡し(6月)、三重県多度町におけるごみ固形化燃料(RDF)発電所爆発火災では職員2名が死亡する等、消防職員が、消防活動の現場において公務災害に見舞われ、殉職する事故が相次いで発生しました。このため、平成15年10月、こうした事態の再発防止に資するため、各消防関係者及び有識者の方々による「消防活動における安全管理に係る検討会」を消防庁において開催することとし、事故内容を分析するとともに、事故体験の共有化とそれを通じた安全確保策の充実強化について検討を行って参りました。

本検討会では、消防活動における安全管理の方向性と検討論点の中で、特に広域的・全国的な対応を要する内容として、1.警防活動に係る各種情報の共有化、2.心理学の要素を反映した効果的な教育訓練手法、3.現場指揮体制の充実等という3項目について、国において重点的に検討すべき項目として議論を進めました。中でも1及び2の検討項目については、さらに専門的な見地から検討を行うため、それぞれワーキンググループを開催し、職員の安全管理のための全国的な情報の共有化に関するシステムの開発、及び新たな教育手法の提案等を行うこと等を内容とする報告書が取りまとめられるに至りました。これもひとえに委員各位及びワーキンググループ構成員各位のご協力の賜と感謝する次第であります。

今回の検討結果を踏まえ、消防本部及び消防職員におかれましては、消防活動の安全管理の徹底を図るとともに、消防庁、独立行政法人消防研究所、財団法人消防科学総合センター及び消防大学校等の各消防関係機関における安全管理のための各種の取組みと連携することにより、報告書の成果を有効に活用され、消防活動における安全確保対策が推進されることを期待するものであります。

平成16年11月

消防活動における安全管理に係る検討会
座長 中 邨 章